

## 和歌山県和歌川河川公園指定管理者仕様書

和歌山県和歌川河川公園の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、和歌山県和歌川河川公園指定管理者募集要項に定めるほかこれと一体をなす本仕様書による。

### 1 有料施設の利用について

#### (1) 有料施設の利用

有料施設の利用許可の基準及び利用制限の要件は、募集要項に記載の通りとする。

#### (2) 有料施設の利用料金

ア) 有料施設の利用料金については、「施設利用料金上限額表」(別紙)に掲げる額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

イ) 有料施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。

ウ) 「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領(昭和59年制定)」に準じ、施設の利用料を減免するものとする。

### 2 運営管理委託料

運営管理委託料の上限は募集要項に記載の通りとする。県は、選定された指定管理者が業務を実施するために必要な経費として提示した額を支払う。

ただし、この場合の支払時期や方法、管理口座等の詳細事項については、協議の上別途定める。なお、額の確定後は運営によって過不足が生じた場合でも、原則として委託料の変更は認めない。

### 3 保険への加入

指定管理者は、公園利用者等の事故に対応するため、施設賠償責任保険に加入すること。また、その他の業務の実施に際し、必要な保険がある場合は、加入すること。

### 4 防災計画の実施

指定管理者は、災害時対応マニュアルを作成し、地震、津波、台風の接近及び大雨等の災害発生時には利用者及び従業員等の安全確保に努めなければならない。

### 5 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理が困難になった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

なお、この場合県に生じた損害は指定管理者が県に賠償するものとする。

(2) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合、県と指定管理者は、管理の継続の可否について協議を行う

ものとする。

なお、その結果、事業の継続が困難だと認められる場合は、県は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

## 6 協定の締結

県と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結する。さらに、年度ごとに取り決めを行う必要がある場合には、別途年度協定を締結することができるものとする。

運営管理委託料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準とし、支払時期や方法については協議の上、協定で定めるものとする。

## 7 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 県と連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の運営管理に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、県と協議を行うこと。
- (4) 指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については、県と協議し決定すること。

仕様書別紙

施設利用料金上限額表

施設名	利用料金
第 1 庭球場	1 時間につき 870 円
第 2 庭球場	1 時間につき 870 円
第 3 庭球場	1 時間につき 870 円
第 4 庭球場	1 時間につき 540 円
第 5 庭球場	1 時間につき 540 円
第 6 庭球場	1 時間につき 540 円
第 7 庭球場	1 時間につき 540 円
第 8 庭球場	1 時間につき 540 円
第 9 庭球場	1 時間につき 870 円
第 10 庭球場	1 時間につき 870 円
児童野球場	1 面 1 利用につき 1,090 円 1 面超過 1 時間につき 360 円
サッカー場	1 面 1 利用につき 1,090 円 超過 1 時間につき 360 円
ゲートボール場	1 時間につき 360 円
駐車場	1 時間につき 100 円 1 日最大 400 円

備考

- 1 庭球場及びゲートボール場を利用する場合において、利用時間が 1 時間に満たないとき又は利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 児童野球場及びサッカー場を利用する場合において、「1 利用」とは、利用時間 3 時間をいう。  
なお、この場合において、利用時間が 3 時間に満たないときは 3 時間として計算する。
- 3 児童野球場及びサッカー場を利用する場合において、超過時間が 1 時間に満たないとき又は超過時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間として計算する。
- 4 利用料金の額(駐車場の利用料金の額を除く。)は、この表により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。